

第7章 玖珠町再犯防止推進計画

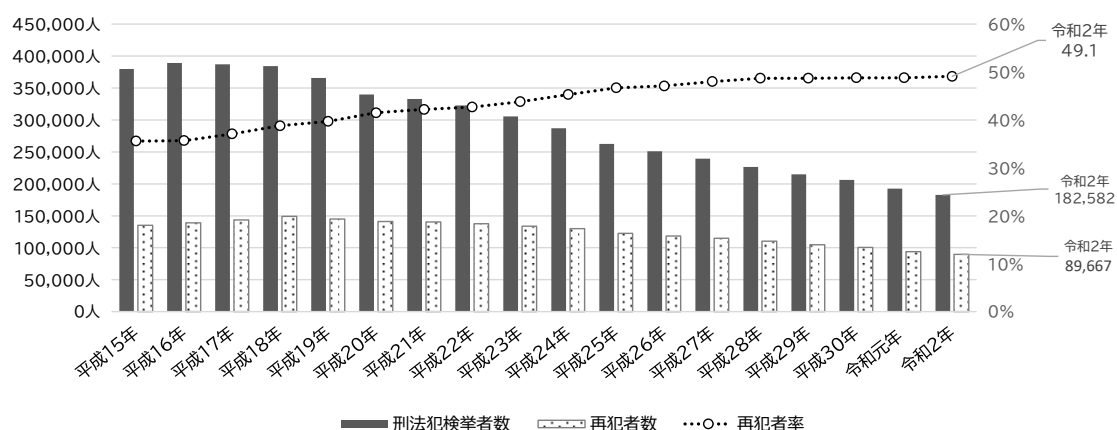
1 計画策定の趣旨

近年、全国で見ると刑法犯の検挙者数は減少傾向にありますが、再犯者率は令和2年で49.1%と増加傾向です。これは全体としての初犯者数、再犯者数はともに減少傾向ではあるものの、その減少率は再犯者数よりも初犯者数の減少のほうが上回るペースとなっているためです。

その要因としては再犯時に住居や就労先がないなどの課題があげられますが、この対策としては福祉的支援が必要な場合が多いため、再犯を防止するための重要な課題となっています。

こうした状況の中、平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が地方公共団体にもあることが明記され、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務が課せられました。

本町においても国及び県の「再犯防止推進計画」を踏まえ、犯罪歴のある人が孤立することのないよう関係機関・団体との連携を強化するとともに、「玖珠町再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止施策を推進していくこととしました。



資料 法務省 令和3年版「再犯防止推進白書」より作成

- ※ 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- ※ 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

2 計画の位置づけ及び期間

この計画は、再犯の防止等に関する町の責務を明らかにするとともに、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「地方再犯防止推進計画」として策定します。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

また、「玖珠町再犯防止推進計画」の計画期間は、「第4次玖珠町地域福祉計画」に合わせて、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
第4次玖珠町地域福祉計画・玖珠町再犯防止推進計画				

3 再犯防止を取り巻く状況

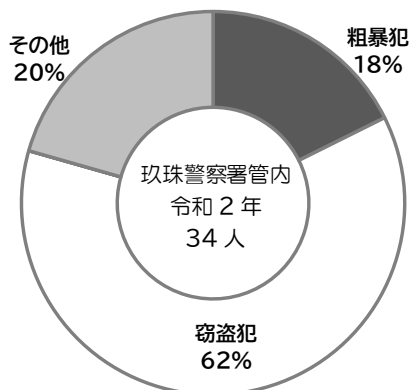
玖珠警察署管内における犯罪の認知件数は、令和元年まで減少はしましたが、令和2年には34件まで増加しています。内訳では窃盗犯が62%と最も多くなっています。

■ 刑法犯認知件数の推移

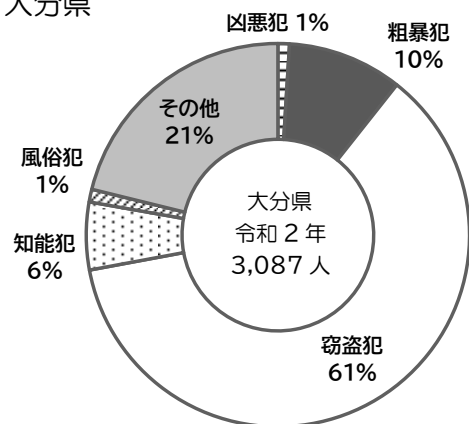
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯認知件数（件）	47	28	22	34

■ 刑法犯認知件数内訳

玖珠警察署管内



大分県



資料：玖珠警察署及び犯罪統計書及び「大分県の犯罪概況」による

※「刑法犯」とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷罪、業務上（重）過失致死傷罪及び自転車運転過失致死傷罪を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」等、13の法律に規定する罪をいう。
 ※「認知件数」とは、警察において発生を認知した事件の数をいう。

協力雇用主の数は平成 29 年度より 5 人で推移しています。

■協力雇用主数（玖珠郡内）の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
協力雇用主数（人）	5	5	5	5	5

資料：玖珠保護区保護司会提供資料

※協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主の方々です。

玖珠郡内における保護司の数は平成 29 年度では 25 人で、その後は年度によって増減したものの、令和 3 年度には 28 人となっています。

■保護司数及び保護司充足率（玖珠郡内）の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保護司数（人）	25	26	24	25	28
充足率（％）	100	104	96	100	112

資料：玖珠保護区保護司会提供資料

4 基本方針

本町では、国の取組を踏まえ、国や県からの情報の活用や実施する施策への協力等により連携を深めるとともに、地域による関係機関、団体との協働による包括的な支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

5 施策の体系

施策体系	
基本目標 1	住居・就労の確保
基本目標 2	保健医療・福祉サービスの利用の促進
基本目標 3	学校と連携した就学支援の仕組みと非行の防止
基本目標 4	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
基本目標 5	再犯防止関係機関等との連携強化

6 今後の取組

基本目標1 住居・就労の確保

施策	取組内容
住居・就労の確保	<ul style="list-style-type: none">○公営住宅の募集状況を広報や町ホームページなどを活用し、情報提供を行います。○再犯をした者の就労支援のため、玖珠保護区協力雇用主会への入札優遇制度を通じた協力雇用主に対する支援事業を検討します。○協力団体や関係機関等と連携の上、利用可能な既存の制度等を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。○ハローワークや支援関係機関等の様々な社会資源を活用して、必要な支援を行います。○社会復帰を目指しているが、就労が困難であるなどの理由により生活困窮に陥っている場合には、社会福祉協議会を通じて貸付制度などを紹介します。

基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

施策	取組内容
保健医療・福祉サービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none">○必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。○犯罪や非行をした人のうち、高齢や障がい等により保健医療・福祉の支援を必要とする人等に対して、必要とする情報を提供し、保健医療・福祉サービスにつなげ、地域において自活した生活を可能とするために、関係機関・団体との連携を図ります。

基本目標3 学校と連携した就学支援の仕組みと非行の防止

施策	取組内容
学校と連携した就学支援の仕組みと非行の防止	<p>○保護司の活動内容の周知、犯罪の未然防止などを目的に、町内の小中学校に保護司が出向く出前講座など、関係団体とともに児童生徒に対して再犯防止の理解の促進を図ります。</p> <p>○青少年はもとより住民を対象に、非行・薬物乱用防止に関する意識の高揚及び正しい知識の普及、啓発などを行います。</p> <p>○児童生徒の問題に対し、保護者や教員、また、関係機関と協力・連携しながら問題の解決を図ります。</p>

基本目標4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

施策	取組内容
民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	<p>○犯罪や非行をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司の活動を支援するとともに、玖珠保護区保護司会の活動の拠点となる玖珠郡更生保護サポートセンターの支援を行います。また、保護司適任者の安定的確保に向け、玖珠保護区保護司会と協力し、関係機関団体等を対象に保護司の広報・啓発を行います。</p> <p>○犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組で、玖珠保護区保護司会が中心となって行っている「社会を明るくする運動」の実施の協力や、活動の広報を行います。</p> <p>○更生保護女性会との連携を図り、取組を支援します。</p>

基本目標5 再犯防止関係機関等との連携強化

施策	取組内容
再犯防止関係機関等との連携強化	<p>○県が開催する再犯防止に関する研修や会議に参加し、県や関係機関との連携を図ります。</p> <p>○再犯防止の取組において中心的な役割となる大分保護観察所と保護司会を通じて連携を図ります。</p>

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1)協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、地域住民との協力が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関、福祉サービス事業所も地域福祉の重要な担い手となります。

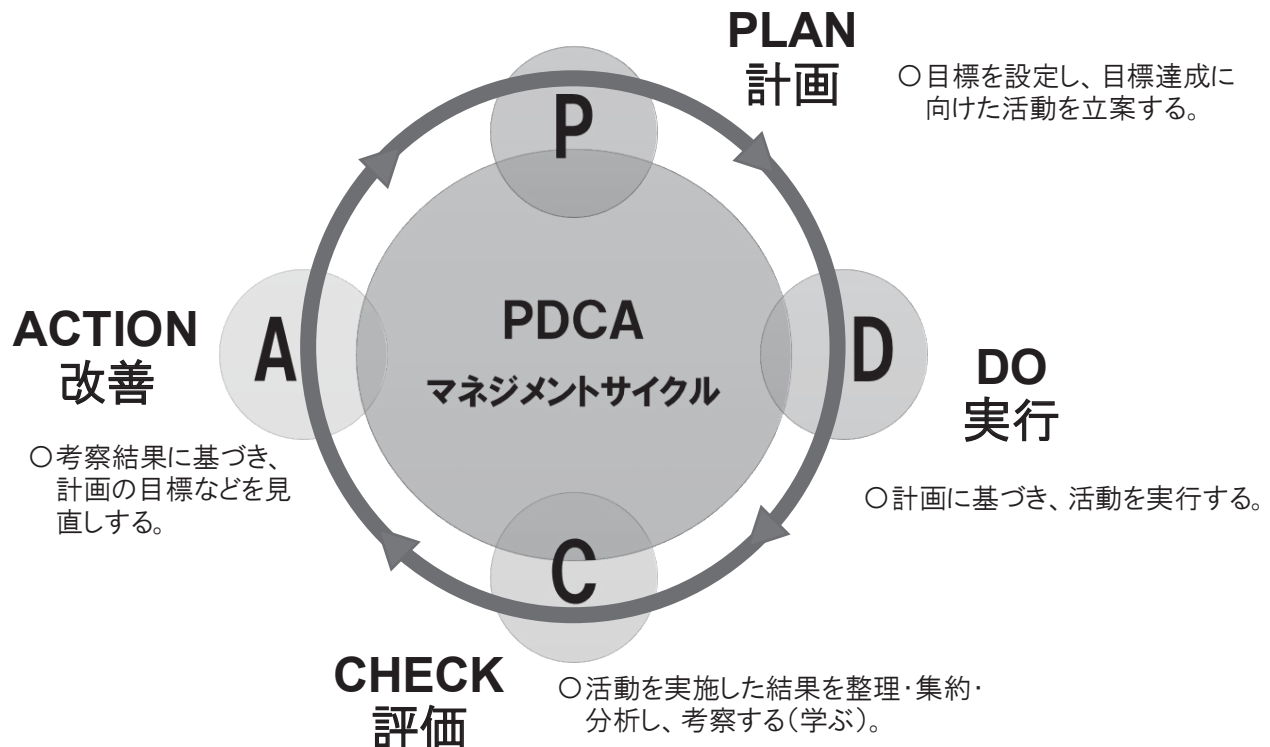
計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協力して計画を推進します。

(2)計画の評価・見直し

本計画の進行管理は、各計画の進行管理と合わせて行うものとします。

計画期間中、社会情勢の変化や制度改革などを踏まえ、必要に応じて計画の評価・点検を行います。

また、本計画の推進に向け、庁内関係部課や関係機関、地域住民と問題意識を共有し、連携を図りながら取り組みます。



1 玖珠町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 24 年 7 月 1 日

玖珠町告示第 131 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、玖珠町地域福祉計画を策定するため、玖珠町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するため必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 玖珠町総合行政審議会福祉生活部の者
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 社会福祉施設の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、第 3 に規定する委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第 5 条 委員会は、計画策定に関して必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

2 第4次玖珠町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

No.	氏名	所属・職名等	備考
1	金藤 勝典	玖珠町総合行政審議会福祉生活部会	委員長
2	瀬戸 美香	主任児童委員	副委員長
3	赤峰 忠芳	玖珠町総合行政審議会福祉生活部会	
4	木村 加代子	玖珠町総合行政審議会福祉生活部会	
5	小田原 利美	玖珠町総合行政審議会福祉生活部会	
6	小幡 益広	玖珠町総合行政審議会福祉生活部会	
7	志津里 廣由	玖珠町総合行政審議会福祉生活部会	
8	梅木 和子	玖珠町ボランティア連絡会会長	
9	佐藤 英昭	特別養護老人ホーム 玖珠園施設長	
10	安部 沙由美	地域活動支援センター NPO法人玖珠むつみ会 障害者相談員	
11	合谷 美香	玖珠町母子保健推進協議会会長	
12	松山 照夫	部落解放同盟玖珠支部長	
13	池部 小枝子	玖珠保護区保護司会 副会長	

3 第4次玖珠町地域福祉計画策定委員会 作業部会委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	臼木 寛章	福祉保険課	課長（部会長）
2	帆高 眞智子	玖珠町社会福祉協議会	地域福祉推進部 主任
3	小野 伸子	玖珠町社会福祉協議会	地域福祉推進部 相談支援員
4	増永 忠佳	玖珠町社会福祉協議会	地域福祉推進部 相談支援員
5	神田 裕一	総務課	行政班 課長補佐
6	後藤 将典	みらい創生課	地域力推進班 課長補佐
7	穴井 祐一	基地・防災対策課	基地防災班 主幹（統括）
8	穴井 恭子	建設水道課	管理班 主幹
9	中島 光輝	商工観光政策課	商工労政・企業誘致班 主幹（統括）
10	山本 弘子	人権確立・部落差別解消推進課	玖珠町隣保館 副館長
11	立山 久美子	教育政策課	学務・指導班 主幹（統括）
12	吉原 純司	社会教育課	社会教育班 課長補佐
13	古城 旭	子育て健康支援課	健康推進班 主幹（統括）
14	吉永 加代	子育て健康支援課	子育て支援班 主幹（統括）
15	秋好 満重	福祉保険課	高齢者支援班 主幹（統括）
16	穴井 盛昭	福祉保険課	保険年金班 主幹（統括）
17	原 健太郎	福祉保険課	福祉班 主幹（統括）
18	後藤 智教	福祉保険課	福祉班 主査
19	宮本 弘幸	株式会社ぎょうせい	助言

